

随意契約

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：商工労働部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和5年度離職者等再就職訓練(福祉サービス資格取得コース(浜田))業務委託	R5.9.14	株式会社タイピック 島根県益田市常盤町7-3	4,290,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			西部高等技術校	単価契約
令和5年度「ご緑も、美肌も、しまねから。」ウェルネスツーリズム市場への販売実証・調査分析業務	R5.9.1	エクスベリサス株式会社 東京都渋谷区渋谷1-15-12 代表取締役 丸山 智美	3,498,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			観光振興課	
LCQfleetのイオンゲージ不点灯修理事業	R5.9.4	株式会社宮田薬品 松江市塚島町11-12	1,146,750	第167条の2第1項第1号	会計規則で定める額の範囲内	有限会社 友田大洋堂 1,233,210	日新精器株式会社松江営業所 1,201,750	産業技術センター	
GCMS修繕	R5.9.13	日新精器株式会社松江営業所 松江市南田町93-7	1,499,190	第167条の2第1項第2号	契約の相手方ではないと、目的を達しない			産業技術センター	当初契約 R5.9.13 1,499,190円 変更契約 R5.9.29 1,470,700円
GCMSシステムの点検整備	R5.9.4	株式会社宮田薬品 松江市塚島町11-12	1,597,420	第167条の2第1項第2号	契約の相手方ではないと、目的を達しない			産業技術センター	
歴史・文化を活用した情報発信業務	R5.9.22	株式会社サンケイリビング新聞社 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー36階	3,965,500	第167条の2第1項第2号	本事業は、首都圏及び関西圏在住の女性層をメインターゲットに、神話や日本神話などの歴史・文化をきっかけとして「ご緑の国」や「美肌県しまね」のブランドを推進・定着させるとともに、本県への誘客促進を図るためのプロモーションの展開を目的としている。 サンケイリビング新聞社は、20代～40代の女性を対象に、旅行情報やグルメ情報を掲載したフリーペーパー「シティリビング」を首都圏で約13万部、関西圏で約9万部発行し、また、WEB版の「シティリビングWEB」の登録会員数も約16万人を有しており、本事業のターゲット層である女性層に「ご緑の国」や「美肌県しまね」のブランドを推進・定着させる媒体として、有効である。 また、本事業は、令和4年度に実施した『「神々ご緑の国しまね」関西圏セミナー』の継続事業であり、委託事業者である同社は、セミナーの実施・シティリビングへの採録記事掲載など、歴史・文化をきっかけとする島根県への観光誘客を目的としたプロモーションの企画・運営実績を有していることから、過去の事業実績を踏まえた効果的なプロモーションを展開し、本事業のターゲット層へ継続的に情報発信することができる。 以上のことから、同社は、首都圏及び関西圏の女性層へ高い発信力と集客力を有し、本事業と同様のセミナー運営の実績を踏まえた効果的かつ継続的な情報発信が可能唯一の事業者である。			観光振興課	
令和5年度「ご緑も、美肌も、しまねから。」美肌県しまね推進事業アドバイザー業務	R5.9.19	岡山県岡山市中区原尾島867-10 株式会社地球ソリューションパートナーズ 代表取締役社長 前田 浩輝	1,362,480	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			観光振興課	
令和5年度松江工業高等専門学校IT人材育成支援業務	R5.9.25	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー8F 株式会社Relic 代表取締役 北嶋 貴朗	1,480,000	第167条の2第1項第2号	・本業務は、専門的にITを学んでいる松江高等専門学校の学生を対象に学校のニーズに合わせた高度なプログラミング技術及び実践的な事業開発についての指導能力が求められる点において、学生への指導経験があり、実際に新サービスの開発を実施している企業である必要がある ・同社は、ITを活用した自社での新規事業開発やその支援を行っている企業であり、事業開発やシステム開発について和歌山大学や近畿大学の連携実績や自社でのプログラミングコンテストの開催していることから、効果的かつ円滑に作業を進めることができると期待される。 ・対面での指導が伴うため、県内に拠点がある会社ではないと実施が難しい。 ・県内企業の多くは受託開発を主な業務としており、新サービス開発を行っていない			産業振興課	
歴史・文化を活用した情報発信業務	R5.9.22	株式会社サンケイリビング新聞社	3,910,500	第167条の2第1項第2号	本事業は、首都圏及び関西圏在住の女性層をメインターゲットに、神話や日本神話などの歴史・文化をきっかけとして「ご緑の国」や「美肌県しまね」のブランドを推進・定着させるとともに、本県への誘客促進を図るためのプロモーションの展開を目的として継続的に実施するものであり、本事業を実施する事業者は次の条件を満たす必要がある。 ① 令和4年度に実施した『「神々ご緑の国しまね」関西圏セミナー』の継続事業であり、昨年度を踏まえた実施内容とし、昨年度の参加者や、記事の配信先に情報を届けられることができること。また島根県の歴史・文化を活かした観光誘客につながる情報発信に関する知見を有していること。 ② マイナーターゲットである首都圏及び関西圏の女性層に多くの会員を持ち、リアルセミナー、オンラインセミナー、Webメディアの活用を連動させた情報発信を同一社で実施でき、同様事業のノウハウと実績を有すること。 以上の条件をすべて満たす事業者は他にはなく、同社は本事業を効果的かつ継続的に実施できる唯一の事業者である。				